

各 位

2015年4月1日
株式会社 三重銀行

「TKC連携経営力強化ローン」の取扱開始について

株式会社三重銀行(本店：四日市市、頭取：渡辺 三憲)は、地元の中小企業のみなさまへの資金ニーズにお応えするため、TKC全国会(会長：栗飯原 一雄氏)の会員税理士との連携により、信用保証協会の保証制度を活用した融資商品の取扱を下記の通り開始します。

当行では、地元の事業者への円滑な資金供給体制を更に充実させ、地元経済の活性化に資する取組を積極的に促進してまいります。

記

1. 商品内容

名 称	TKC連携経営力強化ローン(信用保証協会保証付)
対象者	下記の①～④に該当する中小企業のお客さま ①経営革新等支援機関に認定されているTKC全国会の会員税理士の月次監査を受け、かつ中期経営計画を策定していること ②「中小会計要領」もしくは「中小会計指針」を会計ルールとして採用していること ③信用保証協会の一般保証または制度融資「経営力強化保証制度」の保証承認を得られること ④TKCが発行する「記帳適時性証明書」において、直近12ヶ月及び直近年次決算の「◎」が合計6個以上あること
お借入金額	5,000万円以内
お借入期間及び資金用途	運転資金：5年以内(据置期間1年以内) 設備資金：7年以内(据置期間1年以内)
適用金利	固定金利 年率1.50% ※下記の①～④に該当する場合、1項目について▲0.2%の金利優遇を適用します。(最大優遇▲0.8%) ①「申告書の適正性」を表明する税理士書面をご提出できること ②TKCの企業向け管理会計自計化システムを利用していること ③TKCが発行する「記帳適時性証明書」において、直近12ヶ月及び直近年次決算の「◎」が合計10個以上あること ④TKCが発行する「記帳適時性証明書」において、月次決算・年次決算の「◎」が合計30個以上あること ※適用金利は、市場の金利動向に変更することがあります。
保証人	原則として、法人代表者以外は不要
保証料	信用保証協会所定の保証料が別途必要となります。

※本件ご利用時には、弊行及び信用保証協会の所定の審査が必要となります。

2. 取扱開始日

2015年4月1日(水)

以 上

【本件に関するお問合せ先】

営業企画部 中尾、森田 TEL(059)-354-7120